秋労協発第８１号
令和８年９月２５日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

秋田県支部長　　様

一般社団法人 秋田県労働基準協会
会　長　　丸山　丈

「職長・安全衛生責任者教育」の実施について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当協会の事業運営につきましては、平素格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、当協会におきましては、このたび標記講習を別紙実施要領により開催することと致しました。
つきましては、業務ご多忙の折まことに恐縮に存じますが、貴会員に周知方お取り計らいくださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　時
令和８年１２月１日(火)
８時５０分 ～ １６時５０分
令和８年１２月２日(水)
８時４０分 ～ １７時３０分

２．会　場
協働大町ビル
(秋田県秋田市大町三丁目２-４４)

陸運労災防止協会秋田県支部
受
-8.9.28
付
陸労防秋第31

【 職長・安全衛生責任者教育】
〈 実 施 要 領 〉

(一社)秋田県労働基準協会

1. 受講対象者

労働安全衛生法第60条により、製造業、建設業等の一定の業種において、名称はともかく、「作業中の労働者を直接指導又は監督する者(職長)」に、新任の職長に職長として職務を果すために必要な能力を付与するものとして「職長教育」(安規則第40条)を受けることが義務付けられています。

また、建設業には、安全衛生責任者の選任(労働安全衛生法第16条)が義務付けられていることから、この教育を受ける必要があります。このため、建設業では、職長教育と安全衛生責任者教育の双方の教育を受講する必要があります(「職長・安全衛生責任者教育」)。

(1) 製造業 「職長・現場監督者教育」(12時間)

(2) 建設業

① 「職長・安全衛生責任者教育」(14時間)

※過去に「職長教育」を受講した方は、受講した教育科目が一部不足していることから、下記の講習を受講することで修了者となります。(受講科目が一部免除されます。)

●平成18年3月以前に「職長教育」を修了した者

② 安全衛生責任者教育 A (6時間)

●平成18年4月以降に「職長教育」を修了した者

③ 安全衛生責任者教育 B (2時間)

※ A、Bと分けていますが修了証は、いずれも「職長・安全衛生責任者教育 修了証」となります。

※ 建設業の方のお申し込みの際は、上記①・②・③のうちから選択して下さい。

2. 会場及び日時

[会場] 協働大町ビル 所在地: 秋田市大町3丁目2-44

[日時]

(1) 製造業 「職長・現場監督者教育」(12時間)

講習日: 令和8年12月1日(火) ～ 12月2日(水)

講習時間: 12/1(火):8時50分～14時30分 12/2(水):8時40分～17時30分

(2) 建設業 ①「職長・安全衛生責任者教育」(14時間)

講習日: 令和8年12月1日(火) ～ 12月2日(水)

講習時間: 12/1(火):8時50分～16時50分 12/2(水):8時40分～17時30分

建設業 ②「安全衛生責任者教育 A」(6時間)

講習日: 令和8年12月1日(火) ～ 12月2日(水)

講習時間: 12/1(火):14時30分～16時50分 12/2(水):13時20分～17時30分

建設業 ③「安全衛生責任者教育 B」(2時間)

講習日: 令和8年12月1日(火)

講習時間: 12/1(火):14時30分～16時50分

※1日目の講習開始5分前にオリエンテーションがあります。なお、② 安全衛生責任者教育 A、③ 安全衛生責任者教育 B受講者は、オリエンテーションがありませんので、講習開始10分前までに、当協会事務室(3階)で受付・説明等を済ませてください。

3. 講習科目

(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること(2H)
(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(2.5H)
(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること(4H)
(4) 異常時等における措置に関すること(1.5H)
(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること(2H)
(6) 安全衛生責任者の職務等(1H)
(7) 統括安全衛生管理の進め方(1H)

※製造業の「職長・安全衛生責任者教育」受講者は、(6),(7)は受講しません。

4. 講習科目の受講の一部免除

下記に該当する方は、当該科目の受講が免除となります。

受講の免除を受けることができる者		免除される科目	講習時間
安全衛生 責任者教育A	平成18年3月以前に「職長教育」を修了した者	講習科目 (1)、(2)、(4)、(5)	6時間
安全衛生 責任者教育B	平成18年4月以降に「職長教育」を修了した者	講習科目 (1)～(5)	2時間

※受講申込書に「職長教育修了証」の写しを添付して下さい。

5. 定員　　80名　(定員になり次第締切ります)

6. 受講料・テキスト代(消費税込み)

●(製造業)	(1)職長・現場監督者教育	
	会員	非会員
受講料(税込み)	13,638円	19,138円
テキスト代(税込み)	1,100円	1,100円
合　計　(税込み)	14,738円	20,238円

●(建設業)	職長・安全衛生責任者教育					
	①職長・安全衛生責任者教育		②安全衛生責任者教育A		③安全衛生責任者教育B	
	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
受講料(税込み)	14,076円	19,576円	6,078円	7,800円	3,720円	4,514円
テキスト代(税込み)	1,870円	1,870円	1,870円	1,870円	770円	770円
合　計　(税込み)	15,946円	21,446円	7,948円	9,670円	4,490円	5,284円

※テキスト代は変更となる場合があります。

8. 受講申込方法

(1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。

(2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)

(3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は　**令和8年11月24日(火)** とします。

(4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。

(5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合せください

● **【申込先】**　〒010-0921 秋田市大町３丁目２－４４
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

● **【振込先】**　秋田銀行 大町支店 (普)９６７５６７
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事　町田　良則 (マチダ　ヨシノリ)
※振込は関係資料の送付後に行って頂きますようお願いいたします。

以上

「職長・安全衛生責任者教育(建設業)」カリキュラム

一般社団法人 秋田県労働基準協会

日　時	講習科目	講　師
12月1日(火) 8:40 ～ 8:50	**※8時40分まで受付を済ませ着席して下さい** 開講・オリエンテーション	担当:講習事務局
8:50 ～ 11:00 【2時00分】 (休憩10分)	(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1.作業手順の定め方 2.労働者の適正な配置の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
11:00 ～ 14:30 【2時30分】 (休憩10分/昼休50分)	(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1.指導及び教育の方法 2.作業中における監督及び指示の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
14:30 ～ 15:40 【1時00分】 (休憩10分)	(3) 安全衛生責任者の職務等 1.安全衛生責任者の役割 2.安全衛生責任者の心構え 3.労働安全衛生関係法令等の関係条項	労働安全コンサルタント 関　雅幸
15:40 ～ 16:50 【1時00分】 (休憩10分)	(4) 統括安全衛生管理の進め方 1.安全施工サイクル 2.安全工程打合せの進め方	労働安全コンサルタント 関　雅幸
12月2日(水) 8:40 ～ 10:20 【1時30分】	(5) 異常時等における措置に関すること 1.異常時における措置 2.災害発生時における措置	労働安全コンサルタント 関　雅幸
10:20 ～ 13:20 【2時00分】 (休憩10分/昼休50分)	(6) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1.作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2.労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
13:20 ～ 17:30 【4時00分】 (休憩10分)	(7) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1.危険性又は有害性等の調査の方法 2.危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3.設備、作業等の具体的な改善の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸

「職長・安全衛生責任者教育(製造業)」カリキュラム

一般社団法人 秋田県労働基準協会

日　時	講 習 科 目	講　師
12月1日(火) 8:40 ～ 8:50	**※8時40分まで受付を済ませ着席して下さい** 開講・オリエンテーション	担当:講習事務局
8:50 ～ 11:00 【2時00分】 (休憩10分)	(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1.作業手順の定め方 2.労働者の適正な配置の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
11:00 ～ 14:30 【2時30分】 (休憩10分/昼休50分)	(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1.指導及び教育の方法 2.作業中における監督及び指示の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
12月2日(水) 8:40 ～ 10:20 【1時30分】	(3) 異常時等における措置に関すること 1.異常時における措置 2.災害発生時における措置	労働安全コンサルタント 関　雅幸
10:20 ～ 13:20 【2時00分】 (休憩10分/昼休50分)	(4) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1.作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2.労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸
13:20 ～ 17:30 【4時00分】 (休憩10分)	(5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1.危険性又は有害性等の調査の方法 2.危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3.設備、作業等の具体的な改善の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸

「職長・安全衛生責任者教育(建設業/安全衛生責任者教育A)」カリキュラム

一般社団法人 秋田県労働基準協会

日　　時	講 習 科 目	講　師
12月1日(火) 8:40 ～ 8:50	**※開講・オリエンテーションに参加する必要はありません。 講習時間開始10分前に3Fの協会事務室にお立ち寄りください。** 開講・オリエンテーション	担当:講習事務局
14:30 ～ 15:40 【1時00分】 (休憩10分)	(1) 安全衛生責任者の職務等 1.安全衛生責任者の役割 2.安全衛生責任者の心構え 3.労働安全衛生関係法令等の関係条項	労働安全コンサルタント 関　雅幸
15:40 ～ 16:50 【1時00分】 (休憩10分)	(2) 統括安全衛生管理の進め方 1.安全施工サイクル 2.安全工程打合せの進め方	労働安全コンサルタント 関　雅幸
12月2日(水)		
13:20 ～ 17:30 【4時00分】 (休憩10分)	(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1.危険性又は有害性等の調査の方法 2.危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3.設備、作業等の具体的な改善の方法	労働安全コンサルタント 関　雅幸

「職長・安全衛生責任者教育(建設業/安全衛生責任者教育B)」カリキュラム

一般社団法人 秋田県労働基準協会

日　　時	講 習 科 目	講　師
12月1日(火) 8:40 ～ 8:50	**※開講・オリエンテーションに参加する必要はありません。 講習時間開始10分前に3Fの協会事務室にお立ち寄りください。** 開講・オリエンテーション	担当:講習事務局
14:30 ～ 15:40 【1時00分】 (休憩10分)	(1) 安全衛生責任者の職務等 1.安全衛生責任者の役割 2.安全衛生責任者の心構え 3.労働安全衛生関係法令等の関係条項	労働安全コンサルタント 関　雅幸
15:40 ～ 16:50 【1時00分】 (休憩10分)	(2) 統括安全衛生管理の進め方 1.安全施工サイクル 2.安全工程打合せの進め方	労働安全コンサルタント 関　雅幸
12月2日(水)	**※2日目の受講はありません。**	

証明写真
貼付欄
無背景
縦3.0cm×横
2.4cm
ｽﾅｯﾌﾟ写真不可
※HPからの申請
は
写真データを添付

※エクセルは選択できます。

令和8年度

【 令和8年12月1日(火) ～ 12月2日(水) 講習分】

受講希望の講習区分(※要領「1. 受講対象者」(1)、①～③)

※A・Bの方は、受講申込書に「職長教育修了証」の写しを添付して下さい

「職長・安全衛生責任者教育」受講申込書

受付番号 (記入しないでください)	(フリガナ) 受講者氏名 略字は使用しないでください。	生年月日 昭和 □ 年 月 日 平成 □ 元号は該当にレ点(クリック)
	受講者住所 〒 〒番号に「-」を入れて下さい。都道府県名から記入してください。 (住所1) (住所2) 建物/アパート/号室	
事業場名	(会社からの申込の場合、会社名称を記入してください。) ※個人で受講の場合は記載不要	(一社)秋田県労働基準協会の 会員 □ 非会員 □ 該当にレ点(クリック)
所在地	(会社からの申込の場合、会社名称を記入してください。) 所在地(送付先) 〒 ※個人で受講の場合は記載不要	

一般社団法人 秋田県労働基準協会長 殿

※講習の受講申込締切日は、令和8年11月24日(火)です。

上記について、受講を申し込みします。

申込日: 令和 年 月 日

※メール・郵便が到着した日・時間で申込日を特定いたしますので、記入年月日と異なる扱いとなる場合があります。

受講料請求書	請求書発行の有無(ボックスにレ点(クリック)) 請求書不要 □ 請求書希望 □	受講料支払方法・支払期限(ボックスにレ点(クリック)) 指定口座振込 □ 現金支払 □	支払期限 令和8年11月24日(火)
領収書	領収書不要 □ 領収書希望 □ ⇒ (領収書の宛先) 会社名(複数名の受講はまとめた額) □ 受講者名 □	(ご注意) 会社名・受講者名のいずれかの発行になりま	
本講習申込事業場担当者名	※職名無の場合は「係員」と記載 (職名等) (氏名) ※電話番号は、個人での申し込みであってもご記入願います。	TEL FAX	
連絡事項等	(その他連絡事項等記入下さい)		

【修了証の統合について】

当協会が実施した他の講習を修了したことがある者
※修了証の統合をする方は、下記に記入してください。

統合します □ 統合しません □ 非該当(受講歴なし) □
⇩ (ボックスにレ点(クリック))

＝ 統合修了証申込欄 ＝

すでに当協会で交付された技能講習修了証を、今回の講習修了時に無料で1枚のプラスチックカード製の修了証にまとめることができます。

講習名 (該当する講習の□にチェック)
□ ① 新入社員安全衛生教育
□ ② 職長・安全衛生責任者教育
□ ③ 安全衛生推進者養成講習・安全管理者選任時研修
□ ④ 能力向上教育(安全管理者・衛生管理者)
□ ⑤ 化学物質管理者(製造・取扱)
□ ⑥ 保護具着用管理責任者教育
□ ⑦ 局所排気装置及び除塵装置の定期自主検査者養成講習

※ 統合を希望する左記の修了証の(写)を、申込書に添付して下さい(ホームページでの申請では、写を送信してください。)。
修了証は、講習初日に回収致しますので、必ずご持参下さい。

修了証への旧姓等併記の希望の有無	旧姓記入(希望あり)
□ 希望する □ 希望しない	

※希望の場合は、証明する戸籍謄本等を添付してください。
※レ点がない場合は、「希望しない」と見なします。

(講習事務局使用欄)

受講票送付	データ入力チェック	データ入力	受講資格確認②	受講資格確認①

【個人情報について】

記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管・管理し、当協会が主催する講習の的確な実施のためにのみ利用させて頂きます。